



平成27年6月23日
道路局 国道・防災課

ゲリラ豪雨に対応し、新しい通行規制基準を試行します。 ～災害捕捉率の向上と通行止め時間の適正化～

- ゲリラ豪雨等、時間50mmを上回る降雨が、最近30年間で1.3倍に増加しているなど、近年、雨の降り方が局地化、集中化しています。
- こうした気象の変化から、突然の大雨により土砂災害等が発生し、道路が通行止めになるなど、従来あまり見られなかった形態の災害が増えています。
- 今般、こうした気象や災害の変化に即応できるよう、直轄国道の一般道路において、新しい通行規制方法を試行します。ポイントは次のとおりです。
 - ポイント1：雨の降り方の強さ（時間雨量）に対応した通行止め基準を設定し、災害捕捉率を向上
 - ポイント2：過去の雨量データや災害履歴を踏まえ、連続雨量（累積雨量）の通行止め基準を最適化し、トータルの通行止め時間を適正化
- 試行導入区間：一般国道 18路線 24区間（別紙1）
- 期間：6月中旬以降より実施
 - ※具体の実施期間は、各地方整備局にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

道路局 国道・防災課 道路防災対策室 企画専門官 淡中（内線37-812）
課長補佐 今田（内線37-662）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8489
FAX 03-5253-1620